

岩手県告示第 669 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定により、産業廃棄物処理施設の設置について次のとおり許可の申請があった。

なお、同条第 4 項の規定により、当該申請に係る申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を平成 18 年 5 月 30 日から平成 18 年 6 月 29 日まで岩手県環境生活部資源循環推進課及び県南振興局北上総合支局保健福祉環境部に備えておいて縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 30 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 名称及び住所 有限会社長谷川重機
 - (2) 代表者の氏名 長谷川哲雄
- 2 産業廃棄物処理施設の設置の場所 北上市湯沢 3 地割 16 番 1、17 番 1、22 番 72、22 番 73、22 番 74、22 番 75、22 番 76、22 番 78、22 番 79 及び 22 番 84
- 3 産業廃棄物処理施設の種類 安定型最終処分場
- 4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工
作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、がれき類
- 5 申請年月日 平成 18 年 2 月 28 日